

広島県告示第三百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和七年四月十七日までの間、縦覧に供する。

令和七年四月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一九一号

三 道路の区域

区 間		新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
山県郡安芸太田町大字坪野字宇佐平一〇五五 八番二地先から 山県郡安芸太田町大字坪野字宇佐平一〇五五 六番二地先まで	旧	八・六〇 九・七〇		六五・〇〇	
	新	九・七〇 一八・二〇		六三・五〇	拡幅